

# 登米市クマ被害防止対策誘引樹木（柿・栗）の伐採について

登米市では、これまでツキノワグマの目撃情報が多い地域などのクマを誘引する要因となる柿や栗の木の伐採を行います。

伐採を希望する方は、以下を確認のうえ申し込み願います。

## ●対象者：登米市内に存する対象樹木の土地所有者

※令和7年度はクマの目撃情報が多い地域を優先し伐採します。

〔迫町新田、登米町日根牛、東和町米谷・錦織、  
中田町上沼・浅水、津山町柳津・横山〕

## ●対象樹木：柿の木、栗の木

## ●実施内容：樹木の伐採及び処分（果実は個人で生ごみとして処分願います。）

## ●負担：自己負担なし

## ●伐採の条件

以下の要件をすべて満たすこと

- ・人の住む住居等から概ね半径200m以内の樹木であること
- ・再生が不可能となるよう、樹木を根元から伐採すること（切り株は残ります）
- ・伐採前の現場調査や伐採時の立ち合いができること
- ・伐採に対する所有者の同意があること

### 【注意事項】

- ・申込があっても、伐採を確約するものではありません。（先着順でもありません）
- ・果樹園等の業として植えられた樹木、森林の中にある樹木、特殊作業車等が必要な伐採が難しい場所の木は対象外となります。
- ・空き家等普段人のいない建物は含みません（半径200m圏内に人の住む住家があれば対象）

## ●申込先

農林振興課またはお近くの総合支所市民課まで登米市クマ被害防止対策誘引木（柿・栗）伐採申込書兼同意書に必要事項を記入して提出してください。

## ●申込期間 令和7年12月5日（金）から令和8年2月27日（金）まで

## ●申込から伐採までの基本的な流れ

